

南北戦争後の南部再建政策の展開

——ジョンソンを中心として——

山 岸 義 夫

【要約】 本稿の主眼はジョンソンを中心として南北戦争後の南部再建政策の展開過程をみようとしたものである。南部再建をめぐるジョンソンと急進派との対決は単なる両者の権限の主張に留るものではなく、再建についての見解の根本的な対立にあつた。すなわちジョンソンはあくまでも憲法原則に立ち、憲法の枠内において再建を主張したに反して、急進派は再建を南部の社会的経済的変革にまで導こうとした。北部の産業資本は南北戦争によつて南部のプランター勢力を打倒したのであるが、戦争の経済的諸成果をより確実なものとするためには急進派の政治的進出が予約されなければならなかつた。しかるにジョンソンの政策は南部にプランター権力と半奴隷制の復活をもたらし、戦争の成果そのものが失われるような事態に達した。このような事態の出現こそ、ジョンソンの再建政策から急進派の再建政策への大きな転換をみちびいた根本的な原因であると考えられる。

一 は し が き

南北戦争直後の一八六六年の秋に行われた議会選挙は、アメリカ史上に於いて、まさに危機的な意義をもつものであつた。それは合衆国憲法の擁護、連邦の統一を標榜する、時の大統領、アンドリュウ・ジョンソンの南部再建政策と、

ネグロえの選挙権の附与、南部盟邦の指導層の追放を要求し、ジョンソンの南部の再建を根本的に否定する共和急進派の南部再建政策とが、北部の民衆の輿論に依つて決定されると云う極めて重要な意義をもつものであつた。そしてその結果はジョンソン大統領の東奔西走の遊説も空しく、共和党急進派の圧倒的勝利に帰し、急進派は第三十九議会

南北戦争後の南部再建政策の展開（山岸）

四九

に於いて絶対的多数を占めることとなつた。かくて南北戦争後一年半にわたるジョンソンの南部再建の事業は根柢から覆され、これに代つて急進派の再建政策に基づいて、南部諸州の革命的再建が実施されるに至るのである。

さて、ここで問題になるのはジョンソンと急進派との対

立は、一体如何なる意味をもつものであるか、又ジョンソンの再建政策から急進派の再建政策への轉換は如何なる理由に基づくものであるかと云う点である。多くの史家はジョンソンの南部再建の失敗をジョンソンの性格に結びつけて説明している。確かにジョンソンの性格上の欠点、強情と斗争心、或は指導力の欠如が、彼を益々不利な立場に追いこみ、次第に彼の支持者を失わしめたことは事実である。しかしながら一八六七年の共和党急進派のジョンソンの弾劾運動すら彼をホワイト・ハウスから退かしめることが出きなかつたことを考えると、このような説明は決して充分なものとは云えないであらう。

本稿は、南北戦争後北部が直面した南部再建の課題とは如何なるものであつたか、又これに対して如何なる再建政

策が実施されたかをジョンソンを中心にして考察し、ジョンソンと急進派の対立の本質及び南部再建政策の轉換の理由を把握せんとするものである。

二 南部再建の課題

ジョンソンの南部再建政策の展開について述べる前に、われわれは南部の再建にあつて北部が如何なる問題に直面したか、そしてこれを如何に解決せんとしたかを一瞥する必要がある。そのためには先ず再建期（一八六一—一八七七）に先行する南北戦争が、アメリカ史上に於いて如何なる歴史的意義をもつものであるかが問われなければならぬ。

南北戦争は現象的には南北の抗争と云う形をとつたがために、これまで *the battle for two sections* (Alexander H. Stephens) 或は *the war for Southern Indendence* (Edward Channing) として把握されてきたが、これは斗争の地域的性格の相違に幻惑された皮相的な把握であつた。このような見解に対して C・A・ビーアドは南北戦争のもつ革

命的性格に着目し、これを「政治に一新勢力を確立し、階級構成、富の蓄積過程並びに分配、産業発展の過程そして旧来の憲法に一大変革をもたらした一の社会革命であつた」と規定している。ピーアドが述べるように、南北戦争はアメリカ史上の一大変革（第二次アメリカ革命）であつたが、それは西部の農民と提携せる北部の産業資本が、南部の奴隷制度に立脚せるプランター・キャピタリストを打倒したところの戦いであつた。

かくてアメリカは南北戦争を経ることに依つて、一九世紀初頭以来たえず連邦を分裂の危機に陥れてきた南部の分離運動に最後の終止符をうち、更に北部の産業資本の発展をたえず妨げてきた南部の奴隷制度を廃止し、近代国家としての基礎を確立するのであるが、それはまだ決して充分なものとは云えなかつた。先ず連邦の眞の統一のためには、南部分離諸州を永久的基礎の上に復帰させなければならなかつたが、これがためには南部のプランター権力の徹底的打破、南部社会の民主的変革が不可欠のものであつた。四年有余にわたる戦争と奴隷制度の廃止に依つて、南部のプ

ランター権力は崩壊したとは云え、それは連邦政権に関してのみのことであり、彼らの地方権力の倒壊はまだなされていなかつた。

南部に眼を転ずれば、その最も緊急を要した問題は経済復興の問題であつた。戦争に依つて南部は広範囲にわたつて荒廢に歸し、経済機構は潰滅に歸した。加うるに奴隷制度の廃止に依つて三〇〇万余の奴隷が解放され、南部の再建は更に複雑化した。アメリカの奴隷解放は、ネグロにとつては単なる土地からの分離即ち生活手段からの分離を意味するものに過ぎず、彼らは無一文のまま経済界に投げ出され、新たなる社会問題を惹き起しつゝあつた。確かにフォークナーが指摘する如く、南部に關する限り、再建の問題は第一に社会的、経済的問題であつた。^④

このように南部再建の問題は二重の性格、即ち外的には分離諸州の連邦復帰の問題、内的には南部社会の戦争の調節の問題を含むものであつた。そしてネグロの問題はこの両者の中心問題であると考えられるが、本稿に於いては主として政治問題を中心に考察を進めたい。

- ① C. A. Beard, *The Rise of American Civilization*, 1946, Vol. II, pp. 52-3.
 ② C. A. Beard, *loc. cit.*
 ③ Harold U. Faulner, *American Political and Social History*, 1943, p. 372.

三 南部の再建をめぐるジョンソンと急進派の対立

南部再建の方向は、南北戦争の勝利者として直接連邦政権を掌握せる北部の共和党に依つて決定されるものであつた。それでは彼らは南部を如何に再建せんとしたてであろうか。われわれは北部の再建方式の糸口を見出すために、南北戦争後ジョンソンと議会派の間に展開された議会論争について考察を進めよう。この論争(アメリカ史上に於ける最も激しい論争)^①は、主として分離諸州のもつ法的権限及びその連邦復帰の法的手続を中心とするものであるが、再建期研究の権威者たるダンニング(William A. Dunning)は、ジョンソンと議会派との対立を、「議会派のジョンソンの南部再建についての見解に対する反対によるものではなくて、両者が共に南部再建の権限を主張して譲らなかつ

たことに基づくものである」と説明してゐる。事実南北戦争中非常事態に即応して大統領の権限が大巾に拡大されたが、これに対する議会の反応は早くから予想されていた。しかしながらこれは両者の単なる再建の権限の主張に留るものではなくて、その背後に極めて深刻なイデオロギーの対立を孕むものであつたと考えられる。

一八六〇年以来連邦政権を掌握せる共和党は、熱烈なアポリシヨニストたる急進派(Radicals)、ユニオニストたる保守派(Conservatives)及び連邦擁護の一線で南部の民主党と袂を分つた戦争デモクラット(War Democrats)から成り立つていた。リンカーンを典型とする保守派は徹頭徹尾連邦主義者であり、奴隸制度には反対したが、それは如何なる場合に於いても連邦の救済に從属するものであつた。^②アポリシヨニストたる急進派は興隆途上の北部の産業資本と西部の農民の強力な代弁者であつた。例えば、サディウス・ステイヴンス(Thaddeus Stevens)やホーレス・グリーリー(Horace Greeley, *New York Tribune*の主筆)は高度関税主義者であり、^③ジョージ・ジュリアン(George

W. Julian) やカール・シュルツ(Carl Schurz)は家産法や西部開発の唱導者であつた。^⑥ 彼らは道徳的、感情的理由から或は政治的、経済的理由から奴隸制度の廃止を叫んだが、既に戦争初期から叛乱者たるプランターの財産の没収、その分割を要求し、プランター権力を根柢から覆さんとしていた。これらの三者は連邦擁護のための南部に対する戦争の遂行と云う一点に於いて妥協していたが、奴隸問題をめぐつて常に分裂していた。それ故南部盟邦の崩壊と共に共和党内部の妥協は破れ急進派の進出を見るに至つた。

さて議會論争に於いて南部再建の問題は所謂分離諸州の連邦復帰の問題、就中分離諸州の法的権限の問題を中心として展開されたことは先にも述べたが、われわれはそこに明らかに相対立する二つの再建方式を見出すことが出来る。この点を明らかにするために、次に各派の指導者に依つて提出された再建論について考察をすすめる。

最初の再建に関する理論は一八六一年七月に議會に提案されたクリッテンデン—ジョンソン決議案(Crittenden—Johnson Resolutions)の中に見出されるが、それは次のよ

南北戦争後の南部再建政策の展開(山岸)

うに述べている。「戦争は憲法の下に連邦を維持するために戦われたものであり、その目的が達成された時に終結するものである」と。この決議案に依れば、南部分離諸州は戦争の終結と同時に直ちに連邦に復帰さるべきものであつた。しかしこの理論は、一八六五年には未だに多数のデモクラットの支持するものではあつたが、大部分の北部人はこのような地位から既に遠のいていた。次にリンカンの理論であるが、リンカンは早くから「如何なる州も單なる動機で連邦を脱することは出来ない」と云う確固たる信念をもつて、南部諸州の連邦に忠誠を誓う人々を糾合して速に分離諸州を連邦に復帰せんとした。そして彼は分離諸州の再建を行政府の義務であると考へていた。彼は最後の演説に於いて、分離諸州が連邦の内にあるか、外にあるかと云う議論は有害なものであることを戒しめ、更に次のように附言している。「われわれは皆、所謂分離諸州は連邦と適当且實際的關係の外にあること、そしてこれらの諸州に関して、政府の唯一の目的は市民的にも軍事的にも、これらの諸州を適当且實際的關係に復帰することにあること

に同意した。余はこれを行うのに、これまで分離諸州が連邦の外にあつたか否かを決定乃至は考慮することすらなく行うことが實際的により容易であると考えられる」と。リンカーンの後継者たるジョンソンの立場も本質的にはリンカーンと異なるものではない。彼は分離に類する行為は何ら法的根拠をもつものではないと考えたが、分離運動に依つて南部諸州は州としての法的権限を喪失したとは考えなかつた。この点について彼は次のように述べている。「分離を試みた諸州は、彼ら自身を存続力毀損の状態に (in a condition where their vitality was impaired) おいたが、決して消滅はしなかつた。諸州の機能は停止されたが、破壊されはしなかつた」と。彼も亦リンカーンと同様に分離諸州の再建を行政府の義務であると考えたが、彼はリンカーンと異つて南部盟邦の指導者に対して苛酷な態度を以て臨まんとしていた。

リンカーン及びジョンソンの再建論について注目すべきは共和党急進派の理論であろう。第一にあげられるものはチャールス・サムナ (Charles Sumner) の自殺説 (The

State suicide theory) である。それは州による如何なる分離の行動も憲法上無効力のものであるが、これが武力に依つて阻止された時、州自ら憲法の下にあるすべての権利を實際的に放棄することになる。更に叛逆は政治体としての州の存続に不可欠な機能や権力のすべての直接放棄、即ち法的用語に従えば自殺 *self-destruction* を意味するものであるとなすものである。そして彼はこのような政治体としての機能や権力を喪失せる分離諸州は、テリトリー (territory) として議会の支配下におかれるべきであると要求している。これと本質的に異なるものではないが、より苛酷なのはステイヴンスの征服説 (The Conquered provinces theory) である。ステイヴンスは議会のみが再建の権限をもつものであることを強調し、「被征服者の将来は征服者の意志に依るものである。彼らは新州として加入するか、さもなければ征服地として留るべきものである」と述べている。そして彼は叛逆者の追放、そしてその財産の没収してネグロに分割せんことを要求している。

一般にアポリシヨニストはネグロに対すア選挙権、土地

の附与を主張したが、典型的アポリシヨニストたるゲリット・スミス(Gerrit Smith)は「叛逆者との和解の第一の条件は、叛乱諸州の如何なる個人も人種や出生を理由にして市民権或は政治的諸権利を剝奪又は附与さるべきではない。第二の条件は、南部に存在するわれわれの同盟者たる黒人——われわれの国家の救済者——に隣人の貧乏白人（ブライフ）と共に南部の大土地所有の分割に与らしめることである。第三の条件は、叛逆せる大衆に対して十二年間、投票及び官吏の就任を拒否し、更に同様の制限を政治的軍事的指導者に課すべきである」と述べている。

これらの議論は主として分離諸州が連邦の内にあるか、外にあるかと云う法的権限の問題、或は行政府と議会との何れに再建の権限が属するかに関するものであるが、そこに明らかに対立する二つの再建方式を見出すことが出来る。即ち前者、憲法主義者であるリンカン及びジョンソンは、南部の再建を純然たる政治問題として把握し、あくまで合衆国憲法の原則に立脚して憲法的枠内に於いてこれを処理せんとしたに對し、後者、急進派は前者の憲法主義を根本

的に否定し、極めてラディカルな解決を要求している。急進派にとつてレコンストラクシヨンは、その有力な指導者の一人であるカール・シュルツ(Carl Schurz)の言葉を以て表現すれば、単に(分離)諸州の連邦政府に対する憲法的關係を意味するばかりでなく、南部の社会を爾余のアメリカ社会に調和せしめんがために南部の全社会機構を再建するにあつた。^⑩即ち急進派は南部の再建を南部社会の根本的変革、社会経済的変革にまで押し進めんとしていたのであつた。それ故ジョンソンと議会派との対立もダニングが述べるように単に南部再建の権根の主張に留まるものでなくて、両者の南部再建に対する見解の根本的対立に基づくものであつたと考えられる。

- ① James S. Allen, Reconstruction, The battle for Democracy, 1937, p. 34.
- ② William A. Dunning, Reconstruction, Political and Economic, (The American Nation Series, Vol. XXI), 1909, p. 52.
- ③ Harold U. Faulkner, American Political and Social History, 1943, p. 351.
- ④ Louis M. Hacker, The Triumph of American Capitalism,

- 1947, p. 310.
- ⑤ Louis M. Hacker, *The Shaping of American Tradition*, p. 353.
- ⑥ W. I. Fleming, *The Sequel of Appomattox*, 1919, p. 55.
- ⑦ W. I. Fleming, op. cit., p. 56.
- ⑧ W. I. Fleming, op. cit., p. 57.
- ⑨ W. I. Fleming, op. cit., pp. 58-9.
- ⑩ C. G. Bowers, *The Tragic Era, The Revolution after Lincoln*, 1929, pp. 92-3.
- ⑪ W. I. Fleming, op. cit., p. 60.
- ⑫ A. B. Hart, *The American History told by Contemporaries*, Vol. III, (1845-1900), 1925, p. 454.

四 ジョーンソンの再建政策の展開

これまでジョーンソンと議会との対立は、南部再建をめぐる両者の見解の相違に基づくものであることを見てきたのであるが、しかしながらこのようなイデオロギーの対立は、それだけで決して南部再建政策の転換を導くものではなかつた。次にわれわれは南部再建政策の転換の直接の契機となつたジョーンソンの再建について考察を進めよう。

これまでジョーンソンの再建政策は前任者たるリンカーンの再建政策をそのまま踏襲したと云う見解が認められていたが、果してこのような見解は正当なものであろうか。

南部の再建は既に南北戦争中にリンカーンに依つて第一歩が踏み出されたのであるが、リンカーンの再建方式は一八六三年十二月十八日に発布された大赦及び再建令(*A proclamation of Amnesty and Reconstruction*) に明らかである。即ちそれは南部盟邦の特別の指導層を除いて連邦に対して将来の忠誠を誓う者は赦免され、そしてこのような人々が一八六〇年の有権者の十分の一に達する場合、州政府の編成が許され行政府の承認を得るものであつた。この一〇％プランに依つて一八六四年までにテネシー、ルイジアナ、アーカンソー、ヴァージニアの四州に適用され州政府の実現を見た。確かにリンカーンのこの一〇％プランはジョーンソンの再建方式の中核をなすものであるが、ジョーンソンの再建そのものは彼の党派的性格に依つて大きく動かされている。それ故ジョーンソンがリンカーンの政策をそのまま踏襲したと云う見解は全面的に肯定しえないもの

であろう。それではジョンソンの南部再建の指標となつたものは何であつたらうか。

ジョンソンはノース・カロライナの下層中産階級(Lower Middle class)の出身であるが、この階級はヘルパー(Hinton R. Helper)が觀察したように南部の奴隷制度の最大の犠牲者であつた^①。彼は生れ故郷のローレイ(Raleigh, N. C.)に於いて、仕立屋の徒弟奉公に入り、その後父母と共に東部テネッシーに移つた。一八二八年、丁度ジャックソンが大統領になつた年にグリーンヴィル市(Greenville, Tenn.)の市会参議員となつたが、衆望をえて程なく市長になり、更に州議會議員、連邦議會議員と次第に政治的地位を昇めて行つた。下層中産階級の出身である彼は、アリストラクチャーに対して激しい憎悪の念にもえ、苦しい青年時代の経験から貧乏白人解放の信念を早くから抱いていた。それ故彼は富と優雅を嫌悪し、現実の社会的不平等を生み出した制度そのものを憎悪したが、貴族的雰囲気をもみ出す如何なるものに対しても痛烈な非難を浴せかけた。だが彼は正直且有能な人物であり、特に青年時代に受けた粗

野な教育は彼に何事にも動じない野性的な一面をも与えた。議會に於ける彼の活動の大部分はポークの線(the Polk line)に沿うものであつたが、彼の政治的寄与の最大のものゝは家産法案(The Homestead bill)の導入であつた。同法案は一八四六年、ジョンソンに依つて議會に導入されたものであるが、これが成立のために、彼は長年にわたつて不屈の而も孤独の戦いをつづけた^②。

ジョンソンはジャックソン及びその一派と何ら直接的な個人的關係をもたなかつたが、彼にとつてジャックソンは正に政治的偶像であつた。彼は一八六四年に全權を攻撃して、「邪惡な制度を通じて莫大な富が個人乃至は少数者の掌中に蓄積されるならば、その結果は悪しきものである。しかしわれわれがそれを匡正することが早ければ早い程、万人のためによりよいものとなるであらう^③」と述べているが、彼のスピーチの中にわれわれは容易にジャックソニア

ン的な響を窺^④がうことが出来る。

彼は元來デモクラットであつたが、熱烈なユニオニストであつた。一八六〇年十二月、チャールストンに於いてサ

ウス・カロライナの分離議会（the Secession convention）が開かれた時に、上院に於いて連邦擁護を宣言し、敢然として連邦側に留つた。彼にとつて南部との戦争は合衆国憲法の擁護と連邦の維持のためのものであつて、それ以外の何ものも眼中になかつた。

彼は南部盟邦の指導者の叛逆を憤つて「叛逆者達は復興の事業に与るべきではない。余は叛逆者達は厳しい試煉を課されて後、市民権を回復さるべきであると思う。叛逆は忌むべきものとされ、そして叛逆者は処罰されなければならぬ」と述べ、叛逆者の処罰を主張し、苛酷な態度を以てこれに臨まんとしていた。急進派はジョンソンのこのような態度から彼を自派に属する者と見做し、彼の大統領の就任を歓迎したが、彼の叛逆者に対する態度は單なるアリストクラシー一般に対する憎悪から発するものであつて、急進派のそれとは根本的に異なるものであつた。彼は最初の議会演説に於いて「独占、財産の永久的所有、階級的立法は政府の根本精神に相反するものである。独占が足場を得る処何処でも危険と不和と紛争の源である。しかし人民の

代理者、代表者として、政府は独占よりも優位に保持されなければならぬ。独占はそれ自体許さるべきものではなく、独占が存在する処、政府に従属し、譲歩しなければならぬ」と述べ、又「この国の立法の傾向は独占の形成にある。即ち全権を築きあげ、少数者の手に権力を集中するにある。かかる傾向は階級的なものであり、大衆に敵対するものである」と述べ、独占及び全権を痛烈に攻撃している。

彼は又奴隸制度を嫌悪したが、それはプランターに対する憎悪と、これが白人労働に対する悪影響を考えたためであつた。リンカーンの奴隸解放の際に彼は「奴隸の解放は憎むべき且危険なアリストクラシーを崩壊せしめ、そしてそれはテネシーの黒人よりも白人をより自由にするであろう」と述べている。だが彼はリンカーンと同様に奴隸制度の憲法的根拠を認識し、それは性格的には地方的制度であるとして、これに対して決して干渉的態度をとらなかつた。ジュリアンは「ジョンソンはアポリシヨニズムを憎悪していた」と述べているが、彼はアポリシヨニストの行動に対しても極めて非同情的であつた。

要するにジョンソンはジャックソニアン・デモクラットであり、彼の理想は白人ヨーマンに基礎をおく自由且平等な社会を実現するにあつた。そして彼の南部再建の指標は南部の白人や農民、白人貧農を解放して、南部に彼らの政治的権力を確立するにあつた。

さて、リンカーンの不慮の死に依つて彼の事業を受けついでたジョンソンは、先ず南部盟邦の指導層の捕縛投獄を命じ、次いでリンカーンに依つて樹立されたテネッシー、アーカンソー、ルイジアナの三州を正統政府として承認し、残余の諸州に対してもリンカーンの再建政策を忠実に実施せんとした。一八六五年五月、ジョンソンに依つて大赦令が發布されたが、これはリンカーンのそれに全く類似せるものであるが、大赦の条件はリンカーンよりも更に厳しいものであつた。ジョンソンはすべてのコモンマンに合衆国に対する忠誠を誓ふことを条件に大赦を与えたが、更にリンカーンの大赦令で大赦から除外された者に附加して新たに六クラスの者が大赦から除外された。就中、彼が二万ドル以上の財産の所有者を大赦から除外したが、これはプラタ

ー或は奴隷所有者が、南部の再建に関与することを禁止するための措置であつた。大赦令発布の同日、ジョンソンはノース・カロライナ宣言(The North Carolina Proclamation)を發布し、ノースカロライナに新知事ホルダー(W. W. Holder)を任命し該州の忠誠なる分子を以て議會を開き、共和政体の新政府を樹立することを命じた。数年後にジョン・シャーマン(John Sherman)が「ジョンソンはリンカーンに依つて提案され実施された計画を実際的に採用した⁽¹⁾」と述べているが、ノース・カロライナ宣言で、ジョンソンがリンカーンの政策の後継者たることが明らかとなり、急進派のリンカーンに対する憎悪はここにジョンソンに向けられ、激しい反対を惹き起した。このノースカロライナ宣言こそ、後のジョンソンに対する弾劾運動にまで発展したところの急進派とジョンソンとの間に演ぜられた政治的紛争の端緒を開いたものである。この宣言の問題の点はネグロの選挙権資格の問題であつた。即ちジョンソンはネグロに選挙権を与えなかつたが、早くからネグロへの選挙権の附与を唱えてきた急進派はこれを不満とし、彼の政策を

痛烈に非難したが、急進派のみならず、ジョンソンの内閣そのものすらこの点について意見が対立し二分した。^⑧

このようなジョンソンの再建政策に対する反対にも拘らず、一八六五年の夏から秋にかけて、ノース・カロライナ宣言の基本方針に基づいてジョンソンの再建は進んだ。即ちノース・カロライナ宣言と同一の宣言が各州に対して発布され、新知事が任命され、南部に再び連邦の行政が布かれることとなつた。かくして大赦を受けた人々に依つて選挙が実施され議会が開かれたが、これらの議会は分離条令（The Act of Secession）を撤回し、更に奴隷制度の永久的廃止、南部盟邦の負債の廃棄を宣言した。かくてジョンソンは一八六五年十二月、先ず人身保護令（Writ of habeas corpus）の停止を撤回し、つづいて翌年四月、テキサスを除く全分離諸州の叛乱の終結を宣言した。最後に一八六六年八月、テキサスの再建完了するや、合衆国に平和と秩序の回復したことを宣言した。このような手続を経てジョンソンの再建は完了するに至るのであるが、彼の再建は決して満足すべきものではなかつた。急進派の目的は南部盟

邦の指導層の追放、南部プランテーションの広範囲にわたる没収、ネグロへの選挙権の附与、更に共和党が南部にその勢力を確立するに至るまで分離諸州の政治的再編成を延期することにあつたが、彼らの要求はジョンソンの再建政策に於いて容れられなかつたばかりでなく、むしろこれに背反するものであつた。即ち分離諸州の指導層の追放は形式的には一応実施されたが、其後ジョンソンに依つて個人的に適用された特赦に依つて次第に減少しつつあつた。確かにジョンソンの任命した州知事は大部分南部のホイッグ党員で、南部の分離運動に反対した者であり。このことは州議会の支配権を握つた者についても同様である。だがジョンソンの特赦に依つてかなりの数の積極的分離主義者が州議会の議員として活躍することとなり、北部に対して不穏な影響を与えた。又叛逆者の財産没収は僅かに戦争中に北部の急進的な將軍に依つて行われたが、それすら検事総長ゼームス・スピード（James Speed）の「徴発令に依つて没収された財産は大赦を受けた旧所有者に帰すべきである」と云う見解に基づいて停止されるに至つた。彼は又ネ

グロに対して何ものをも与えなかつた。ステイヴンスはヘンリー・デーヴィス宛の手紙の中で、ジョンソンの再建を非難し、大プランテーションの没収、これが分割を主張し、ネグロの救済を要求している。「余は次のようなジョンソンの宣言を記憶している。『われわれは叛逆者を追放しなければならぬ』と……だが誰一人追放されていない。『忠誠な者のみが分離諸州を支配すべきである』と……だが彼は叛逆者達に支配権を譲り渡した。『アリストクラシイは打倒すべきだ』と……だが彼はアリストクラシイに再び権力を与えた。『アリストクラシイの所有地を人種を問わず北部の労働者のすべてに分配すべきだ』と……だがネグロは未だに土地なき、家なき階級である……』^⑩と。

殊に政党的観点からすれば彼の再建政策は共和党にとつて極めて危険なものであつた。これまで連邦議会の議員数割当の場合、奴隷数については僅かにその五分の三を人口として計上してきたが、奴隷廃止の結果議会に於ける南部の議員数が増加し、これらの議員が北部のデモクラットと提携し再び連邦政府を支配する恐れがあつた。これに対して

南北戦争後の南部再建政策の展開（山岸）

何らかの調節が必要であつたが、ジョンソンは何らなすところがなかつたばかりでなく、自ら北部のデモクラットを統合し、南部のデモクラットと提携せんとする動きをさえ示した。急進派のネグロに選挙権を附与せんとする主張は、南北戦争に依つて昂められた人道主義的精神の要求であるが、それは又政党的立場から見ても、共和党の支配権の確立のために不可欠のものであつた。

このようにジョンソンの再建は急進派にとつて、到底容認しえざるものであつたが、彼らを更に憤激せしめたのは南部人の態度であつた。南部に於いてネグロと白人との間の人種問題は險悪化しつつあつた。これまで貧乏白人は経済的根柢よりもむしろ人種的偏見から奴隷制度を支持してきたが、今やネグロは奴隷制度の極枯から解放されて貧乏白人と同等の地位にあつた。ここに両者間反目が激化されたが、更に一般白人のネグロに対する反感もアポリシヨニストの煽動、黒人軍隊の駐屯に依つて助長された。

これまで南部の社会は黒人労働を基礎としていたが、奴隷制度の解体と共にネグロは一般に怠惰の状態に陥り、プ

ランターにとつて依頼し難い労働力となつた。このような
状勢の下に於いて、ジョンソンに依つて樹立された南部諸
州の議会は奴隷制度の廃止を規定した憲法修正第十三条を
批准しつつあつた間に、一方に於いて奴隷制度の名を避け
て實質的に奴隷制度を維持せんとする黒人取締法 (Black
Code) を制定しつつあつた。プランターは一般にネグロ
の自由労働について懐疑的であつた。カール・シュルツは
一八六五年に「南部の白人の間には信念、確信、偏見、或
は人が何と呼ぶにせよ、ネグロには肉体的強制なくしては
働かない」と云う觀念が一般に根強く存在しており、これが
自然的に原初的形態の奴隷制度を可能な限りに於いて維持
しようとする願望を生み出し、……新たな制度の中にネ
グロを労働せしめるような肉体的強制の要素を導入せんす
るものである」と報告しているが、黒人取締法は南部プラ
ンターのこのような偏見から生み出されたものである。黒
人取締法の根本的特徴は、これまで一般に有色人種として
指定されてきた奴隷を別個のクラスとして規定し、種々の
差別的制限を加えんとするものであつた。例えばミシッ

ピーでは、解放奴隷は土地の所有を禁止され、居住地以外
では土地を借りることすら許されなかつた。又ルイジアナ
では解放奴隷は特定の白人或は旧所有者に奉仕することを
要求され、サウス・カロライナでは商業上の取引に従事す
ることを禁ぜられていた。

ダンニングは黒人取締法を南部の立場から見て「黒人取
締法は北部に対する何らかの反抗的精神或は勝利者が課し
た諸条件を回避しようとする目的をもつものではなくて、
概して戦争の諸結果の完全な受諾、及び解放がもたらした
ところの社会的経済的カオスの中に何らかの秩序をもたら
さんとするものであつた」とし、このような立法は一般的
原則に於いて現実の實際的状態に適應するものであつたが、
時宜に適した賢明な措置でなかつたとしている。黒人取締
法は南部のプランターにとつて如何に正当なものであれ、
北部人にとつては奴隷制度の復活としか考えられなかつた。
又ネグロの叛乱が頻発するにつれて、南部の各州は警備隊
を組織し治安の維持にあたつたが、このことは北部に於い
ては、ネグロ及び白人のユニオニストを弾圧するための運

動と見做された。

以上述べた如く、シモンソンの再建は急進派の要求と根本的に相反するものであつたが、更に南部プランターの反動的な動きに依つて戦争の成果そのものが失われるような事態に達したのによつて、このような事態の出現こそ、急進派の進出を促進し、南部再建政策の轉換を可能ならしめた根本的原因をなすものであらう。

- ① W, A. Dunning, Reconstruction, Political and Economic, 1909, p. 35.
- ② H, S. Commager, Documents of American History, 1947, Vol. I, pp. 429-31.
- ③ L, M. Hacker, The Triumph of American Capitalism, p. 374.
- ④ L, M. Hacker, loc. cit.
- ⑤ A, M. Shlesinger, Jr., The Age of Jackson, 1946, pp. 498-9.
- ⑥ A, M. Shlesinger, Jr., loc. cit.
- ⑦ W, L. Fleming, The Sequel of Appomattox, p. 57.
- ⑧ L, M. Hacker, op. cit., p. 375.
- ⑨ C, G. Bowers, The Tragic Era, p. 30.
- ⑩ C, G. Bowers, op. cit., p. 84.
- ⑪ C, G. Bowers, op. cit., p. 39.

南北戦争後の南部再建政策の展開(山岸)

- ⑫ B. G. Bowers, op. cit., p. 11.
- ⑬ W, A. Dunning, op. cit pp. 37-8.
- ⑭ W, A. Dunning, op. cit., p. 42.
- ⑮ W, A. Dunning, loc. Cit.
- ⑯ C, G. Bowers, op. cit., p. 20.
- ⑰ L, M. Hacker and B. B. Kendrick, The United States since 1865, 1939, p. 628.
- ⑱ A, B. Hart, American History told by Contemporaries, Vol. IV, p. 463.
- ⑲ W, A. Dunning, op. cit., p. 55.
- ⑳ A, A. Dunning, op. cit., p. 88.

五 急進派の勝利

これまでシモンソンによる南部の再建が、プランター権力と半奴隷制の復活を結果するものであつたことを見てきたのであるが、このような事態の出現は、北部の産業資本の代弁者であり、且又奴隷解放の人道主義的戦士であつた共和党急進派にとつて到底容認し難いものであつた。かくて第三十九議会が開会されるや、急進派のシモンソンの再建政策に対する攻撃が始まつたが、ここに注目すべきは単

に急進派のみならず、これまでジョンソンの支持者であつた保守派すら彼の政策の反対者となつたことである。南北戦争終結直後に急進派のチャールス・サムナーがイギリスの自由主義者、ジョン・ブライイト（John Bright）宛の手紙の中で次のように述べている。「叛乱諸州は独立宣言「The Declaration of Independence」の原則に立たざる限り、復帰さすべきではない。……ネグロに市民権、選挙権が与えられないならば、曾ての敵は再び姿を現し、法的形態の下に政府をもち、長官、官吏を選び、北部のデモクラットと提携し、再びわれわれを危機に陥れるであろう」。サムナーの言は権利の平等に対する信念、北部のデモクラットに依つて強化された叛逆者に対する不信、ここから生ずるネグロの選挙権の必要を強調せるものであるが、議会そのものがこのような急進派の立場にまで到達したのであつた。

サムナー、ステイヴンスに率いられた急進派の最初の手段は、ジョンソンに依つて再建された南部分離諸州の連邦復帰を阻止するにあつた。第三十九議会の開始と共に、ステイヴンスに依つて上院議員六名、下院議員九名より成る

再建共同委員会（Joint Committee of Fifteen on Reconstruction）設立の決議案が議会に提出されたが、それは南部諸州の状態を調査し、連邦復帰の可否を決定することを目的とするものであつた。この決議案は又、再建共同委員会の報告が作製され、これに基づいて行動が開始されるまで南部の議員の連邦議会への出席は許されぬこと、更に南部諸州の議員選出に関するすべての事柄は委員会に委託さるべきことを規定している。この決議案は一八六六年二月ジョンソンの拒否を押し切つて議会を通過し、これに依つて南部の議員は連邦議会への出席を拒否されるに至つたが、更に重要なことは急進派が完全に議会を支配し、南部再建の指導権を掌握したことである。ジョンソンは再建共同委員会を、「議会の殆んどすべての権能を僭取せる無責任極まる中央指導機関」として非難しているが、再建共同委員会は各地に支部を設けて南部の状態を調査し、急進派の斗争を正当化する資料を集めると共に一方輿論の指導にあたり、大統領の権力を切り崩して行つた。このような情勢下に於いて、北部のデモクラット及び南部のプランク

一は熱心にジョンソンを支持したが急進派の進出はめざましかつた。彼らは先ず南部諸州の議会に依つて制定された黒人取締法を廃棄せんがために、ネグロに白人と同等の市民権を附与する市民権法 (Civil Right Act) を通過せしめ、

次いで解放人管理局 (Freedmen's Bureau) の設置を二年間延長せしめた。この解放人管理局は一八六五年三月議会に依つて解放黒人の保護救済のために陸軍省内に設置されたものであるが、南部人にとつてはそれは議会の間諜機關であり、且恐しき呪うべきもの (hideous curse) であつた。

更に一八六六年六月には憲法修正第十四条が提出され可決を見たが、この第十四条こそは急進派の南部再建計画の核心をなすものであつた。即ち第一節には「合衆国に於いて出生し、又は帰化し、その管轄権に服するすべての人は、合衆国及びその居住する州の市民たる」ことを宣言している。これは市民権法の憲法化であり、ネグロに白人と同等の市民権を附与することを目的としたものである。次に「もしある州がその市民のある者に対して (投票権) の附与を拒むことのある場合には、当該州が議会に送る議員の

数はその割合に応じて減少さるべきこと」(第二節)を規定し、更に旧官吏で南部盟邦に加担した者は議会の三分の二以上の承認を経ずして州官吏若くは連邦官吏は就任しえないこと(第三節)を規定している。

この修正第十四条は一八六六年秋の議会選挙の論争の焦点となつたのであるが、この問題をめぐつて共和党は完全に分裂し、ジョンソン一派と急進派は鏗を削つて闘つたが、急進派は北部の民衆の支持をうけ、議会に於いて絶対的多数を占めることになつた。これよりジョンソンの任期満了に至るまで急進派は議会の支配権を掌握し、彼らの再建計画に基づいて南部諸州の革命的再建に乗り出した。彼らは先ず一八六七年三月、第一次再建法 (The first Reconstruction Act) を成立せしめたが、これはテネシーを除く南部十州に軍政を布き、ネグロの選挙権に基づいて新州政府を樹立せんとするものであつた。同法の序文に南部の十州に合法的政府の存在せぬこと、それ故に生命財産に対する適当な保護の存在せぬことを宣言し、軍事的支配の正当性を主張している。本文の第五条は分離諸州の連邦復帰の諸

条件を規定しているが、それは「各州は人種、皮膚色或は過去の服役の状態を問わず、すべての成年男子に依つて選ばれた議員より成る議會を開き、右の趣旨を含む新州憲法を制定し、議會の承認を得ることを必要とする」^⑥ものであつた。かかる連邦復帰の手續をより確実にするために二つの再建補足法がつづいて発布された。かくて南部十州は議會の再建法に基づいて五軍政地区に分割され、ネグロに選挙権が与えられ、更にネグロと合衆国への忠誠を誓つた白人に依つて新州政府が樹立され、急進派の南部の支配（『共和党の南部支配』が確立するに至るのである。

- ① C. G. Bowers, *The Tragic Era*, p. 13.
- ② A. C. McLaughlin, *The Constitutional History of the United States*, 1935, p. 651.
- ③ J. S. Allen, *Reconstruction*, p. 82.
- ④ J. S. Allen, *loc. cit.*
- ⑤ W. L. Fleming, *The Sequel of Appomattox*, p. 125.
- ⑥ 憲法修正第十四条については高木八尺著米國憲法略義（昭和二十二年）八七—九二頁によらる。
- ⑦ W. A. Dunning, *Reconstruction*, p. 93.
- ⑧ W. A. Dunning, *op. cit.*, p. 94.

六 結 び

以上われわれはジョンソンを中心として南北戦争後の南部再建政策の展開を見てきたのであるが、南部の再建をめぐるジョンソンと急進派の対立は、単なる両者の南部再建の権根の主張に基づくものではなくて、両者の再建についての見解の対立に基づくものであつたと考えられる。即ち前者はあくまで憲法的基本原则に立脚し、再建を憲法的枠内に於いて処理せんとしたに対し、後者はこのような憲法主義を根本的に否定し、再建を南部の社会的経済的変革にまで押し進めんとしたのである。南北戦争に依つて北部の産業資本は南部のプランター権力を打倒したのであるが、彼らの政治権力の強化、更に高度関税、国内市場の統一等の経済的利益の確保のためには戦争の諸成果をより確実なものたらしめる必要があつた。このような産業資本の政治的経済的要求が急進派を駆つてその政治的進出を促したのである。加うるにジョンソンの再建は南部にプランター権力と半奴隷制の復活をもたらし、戦争の成果そのものが失われ

るような事態に達したのであるが、このような事態の出現こそ、ジョンソンの再建政策から急進派の再建政策への大

沔岐の考古学的調査 第三回

東亜考古学会では対馬にひきつづき、沔岐の考古学的調査を毎年夏休みを期して続行して来たが、本年も七月二十三日より八月十二日にわたり、第三年度目の調査が行われた。

水野清一教授を主査とし、多数の考古学者が参加したが、京都大学よりは有光教一助教授、樋口隆康講師、岡崎敬助手、高橋猪之介氏、川端真治、林巴奈夫、金関愨、各大学院学生の参加を見た。

本年度の調査の対象としては、田河町の原ノ辻弥生式遺跡、同町の妙泉寺古墳群、那賀村団分の鬼の巖屋古墳が選ばれた。

原ノ辻遺跡は一昨年その一部の調査を行い、貨泉の出土を見た注目すべき遺跡である。本年は遺跡の全貌を明らかにすることを目的として、大規模な発掘が行われた。その結果、西日本では珍しい堅穴住居址数ヶを発見したのである。これらの堅穴住居址は弥生式中期に属する。この中から多量の穀類が発見せられたこともまた注意をひく。本遺跡発見の土器は弥生式前期より土師器の時代にわたり、北九州における土器の変遷を継続的にたどりう

南北戦争後の南部再建政策の展開（山岸）

転換を導いた根本的原因であると考えられる。急進派の勝利、それは又北部産業資本の勝利を意味するものであつた。

るのみならず、これに混って相当数の所謂漢式土器が発見され、今後かかる種類の土器の内地における研究の重要性を示唆するものがある。他に重要な事実としては、鉄製農具のこの遺跡における顯著な普及を挙げることが出来る。

妙泉寺古墳群はすべて横穴式石室を有するものであり、現在では約八基が遺存し、その内の二基を清掃実測した。両者とも既に盗掘に遭っていたが、その内の一基において、石室上の封土内に陶質土器の一群を発見した。石室構築後の封土築造過程に行われた或種の儀礼の存在を推測せしめる資料として注目されるべき発見とせられるであろう。なお、調査の二古墳の石室は、それぞれ新旧の特色を示し、本古墳群内の時代的ズレを考えしめる。

鬼の巖屋古墳は本島最大の横穴式石室を有する所謂巨石古墳である。清掃実測が行われたが、こゝにおいても既に盗掘が行われており、見るべき遺物は発見されなかつた。ただ石室の構造が北九州におけるそれと甚だ似かよっている点に注意せられる。

周知のように、沔岐は対馬と共に、大陸交渉史上に占める位置は大きい。その考古学的事実が次第に明らかになって行くことは、期待されるところ大である。

Ikkosenshu and Honjisuijaku in Kamakura Buddhism

by

T. Kuroda

The Buddhist activities in the Kamakura era have long been a theme of discussion. But when we say that the newly introduced Buddhism had reforming energies, we have that specific logic in mind that was elaborated in the doctrine of the *Ikkosenshu* (一向專修). This was, indeed, the reflection of the aspirations of the lower classes thrown into the turmoil of the disintegration of manorialism, but in the long struggle of ideologies it was defeated. Meanwhile from the upper strata of the society there emerged a system of thought which took the side of the defender of the manorial regime. This was the doctrine of the *Honjisuijaku* (本地垂迹), that reactionary conception *von oben* which was intended to arrest the popular agitations *von herunter*.

This struggle of the different views, however, was determined by the various aspects of the particular localities and provides characteristics too complex to be generalized. The object of this article is an attempt to illustrate the process of the struggle in cities and among the Easterners, and to pursue the political significance of the waning of the teaching of Shinran (親鸞) to which posterity has paid homage as the highest among saints.

The Reconstruction Policy after the Civil War in the United States

by

Y. Yamagishi

The object of this essay is to trace the change of policy with regard to the reconstruction of the South after the Civil War in the United States with emphasis mainly on the policy of Andrew Johnson. The antithesis between the policy of Johnson and that of the Radicals was not only the struggle for supremacy but also the fundamental antagon-

ism between the different views on the reconstruction of the South. Johnson insisted that the reconstruction must be made on constitutional principles, that is, within the framework of constitutional interpretations, while the Radicals emphasized the necessity of drastic reform penetrating into the economic and social basis of the South. True, the plantation regime of the South tottered with the progress of the Civil War, but in order for the Radicals to insure lasting results of the war, their debut on the political stage had to be expected. Furthermore Johnson's policy led to the revival of the plantation regime that was about half dead, and created the fear of loss of what the North had tried to gain. This state of affairs, I want to recall, was the deepest influence that caused the transition from the Johnsonian policy to that of the Radicals.